

入 札 説 明 書

件名 「北部汚泥資源化センター包括的管理委託」

(平成28年6月7日入札公告分)

横浜市環境創造局下水道施設部北部下水道センター

本入札説明書は、平成 28 年 6 月 7 日横浜市調達公告第 178 号で公告した「北部汚泥資源化センター包括的管理委託 一式」に関する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書を含む募集要項によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

1 入札公告日

平成 28 年 6 月 7 日

2 担当部局等

本入札において、本事業の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

横浜市環境創造局下水道施設部北部下水道センター資源化担当

住所：横浜市鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 1

電話：045-502-3738 / FAX：045-502-2866

電子メールアドレス：ks-hokubugesuido@city.yokohama.jp

3 事業概要

(1) 本事業の概要

ア 件名

北部汚泥資源化センター包括的管理委託

イ 履行場所

横浜市環境創造局下水道施設部北部汚泥資源化センター（ほか 4 か所（詳細は、別添「設計図書」による。）

ウ 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（6 年間）

ただし、以下を業務準備期間とする。業務準備期間の経費は落札者の負担とする。

平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

エ 契約の形態

複数年の契約を締結する。

(2) 民間事業者の業務範囲

別添の「設計図書」に記載のとおりとする。

4 事業者選定の手続き

横浜市は、資格審査において本事業を実施するにふさわしい資格を有しているかについて審査した後、資格審査通過者を対象として総合評価一般競争入札を行う。

(1) 契約締結までの流れ

別添の落札者決定基準に記載のとおりとする。

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、次のとおりである。

ア	入札公告（横浜市報）	平成 28 年 6 月 7 日
イ	現場説明	平成 28 年 6 月 8 日～6 月 30 日 （閉庁日を除き、毎週、火、木の午前 10 時から 1 回。ただし、予定日が休日の時は翌平日とする。）
ウ	募集要項交付終了	平成 28 年 7 月 1 日
エ	質問書提出期限	平成 28 年 7 月 8 日
オ	入札参加資格確認書提出期限	平成 28 年 7 月 14 日
カ	質問書の回答閲覧開始	平成 28 年 7 月 21 日
キ	入札参加資格確認結果の通知	平成 28 年 7 月 28 日
ク	入札（書類受付）	平成 28 年 8 月 19 日
ケ	落札者決定	平成 28 年 11 月下旬
コ	契約締結	平成 28 年 12 月上旬

なお、上記スケジュールは、資料提出の状況、次項に示す横浜市下水道事業経営研究会包括的管理委託検討部会（以下「検討部会」という。）の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

(3) 検討部会の設置

横浜市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「検討部会」を設置している。検討部会を構成する委員は、次のとおりである。（敬称略）

部会長	長岡 裕	東京都市大学 工学部都市工学科教授
委員	池田 陽子	明大昭平・法律事務所 弁護士
委員	稲員 とよの	首都大学東京 大学院 都市環境科学研究科教授
委員	尾崎 正明	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会 専務理事
委員	高橋 賢	横浜国立大学経営学部・大学院国際社会科学研究院教授

5 募集要項

(1) 募集要項の構成

募集要項は以下のとおりである。

- ア 入札説明書（本書）
- イ 落札者決定基準
- ウ 委託仕様書
- エ 参考資料（北部汚泥資源化センターで閲覧、複写可）
 - (ア) 施設機能報告書
 - (イ) 運営管理業務委託仕様
 - (ウ) 過去の実績データ等

(2) 現場説明

事前に北部汚泥資源化センター（電話：045-502-3738）に申し込んで日程を調整する。
日程は、4 (2)イのとおり。

(3) 募集要項に対する質問回答

募集要項に対する質問を以下の要領で実施する。

ア 質問の受付及び回答スケジュール

(ア) 提出期間 公告の次の日から平成 28 年 7 月 8 日午後 5 時まで

(イ) 回答期限 平成 28 年 7 月 21 日

イ 質問の方法

質問のある者は、「質問書」（様式 1）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当部局が行うものとする。当該質問に関する質問者からの受信確認の連絡は受け付けないものとする。なお、担当部局のシステムダウン等により受付場所にて電子メールを受信できなくなった場合は、担当部局がウェブサイト上に対応方法を掲載する。

[\(http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/houkatsu/hokubustc/\)](http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/houkatsu/hokubustc/)

(4) 回答方法

市は、回答を作成し、ウェブサイトで公表する。

[\(http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/houkatsu/hokubustc/\)](http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/houkatsu/hokubustc/)

6 入札参加資格

(1) 入札に参加できる者の形態は、1 者又は構成員数 2 者による共同企業体とする。

(2) 入札に参加しようとする者又は共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

ア 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「施設運転管理・保守」に登録が認められている者であること。

ウ 平成 28 年 7 月 14 日から開札日までの間のいずれかの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 当該業務の履行に関し、次の(ア)の実績を有するものであること。ただし、(ア)の実績が共同企業体による実績の場合は、当該応募企業が代表構成員である場合に限る。

(ア) 平成 18 年 4 月 1 日以降に、地方自治体等で流入下水量 100,000 立方メートル/日以上相当（現有処理能力）の汚泥処理運転管理業務の契約を元請として締結し、2 年間以上継続して履行した実績を有する者。

オ 検討部会の委員が属する組織、企業及び横浜市が本事業に係るアドバイザー契約を締結した株式会社日本総合研究所（以下、「市関係者等」という。）、又は市関係者等と資本金若

しくは人事面において関連がある者でないこと。また、本件事業に関連した契約を市関係者等と締結した者でないこと。

なお、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の者をいう。

- (ア) 市関係者等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - (イ) 代表権を有する役員が、市関係者等の代表権を有する役員をかねている者。
- (3) 共同企業体により入札に参加しようとする者は、前号に掲げる資格要件をすべて満たした者により構成され、次の要件を満たさなければならない。ただし、前号エについては、構成員のうちいずれか1者が満たす場合も可とする。

ア 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件委託に係る入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

イ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。

ウ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の3以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大でなければならない。

7 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、以下のとおり書類を提出しなければならない。なお、書類作成の際には、横浜市ウェブサイトからダウンロードして記入し、提出することとする。また、入札参加資格の審査および確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

(1) 提出書類及び提出部課

応募者は、次のアからウのとおり書類を提出する。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加意向申出書（様式2）
- (イ) 実績調書等6(2)エに該当することを示す書類（様式3）
- (ウ) 共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書兼委任状（出資比率等が分かるものとする）
- (エ) 6(2)オに該当しないことを示す書類（様式自由）
- (オ) 下記(カ)(キ)の申請を行った場合は、(カ)(キ)の写し
- (カ) 物品・委託等入札参加資格確認申請書（特定調達契約用）（横浜市ウェブサイト「ヨコハマ・入札のとびら」から物品・委託等の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの）及び添付書類（平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録されていない者に限る。提出前にウ(ウ) bの部課に必ず連絡すること。）
- (キ) 種目追加登録審査申請書（特定調達契約用）（横浜市ウェブサイト「ヨコハマ・入札のとびら」から物品・委託等の特定調達契約に係る種目追加申請を行い、申請データを

送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの（平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録されているもので「施設運転管理・保守」に登録が認められていない者に限る。提出前にウ(ウ) b の部課に必ず連絡すること。）

イ 提出方法

資格審査申請書類の提出は、正本 1 部を、下記ウにしたがって提出場所へ持ち込むこととし、電送によるものは受け付けない。

(ア) 持参による提出の場合

上記アの提出書類をウ(ア)(イ)の期間・時間に紙にてウ(ウ)に掲げるそれぞれの部課に直接持参すること。

(イ) 郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。）

上記アの提出書類を平成 28 年 7 月 14 日午後 5 時までにウ(ウ)に掲げるそれぞれの部課に必着で郵送すること。郵送は、書留郵便によらなければならない。封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければならない。また、郵送した日にウ(ウ)に掲げるそれぞれの部課に必ず電話連絡しなければならない（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

ウ 提出書類の受付

(ア) 受付期間：平成 28 年 6 月 7 日から平成 28 年 7 月 14 日まで

(イ) 受付時間：毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（ただし、休日等を除く）

(ウ) 提出場所

a ア(ア)～(イ)の提出場所

横浜市環境創造局下水道施設部下水道施設管理課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

電話：045 (671) 3965（直通）

b ア(ウ)及び(キ)の提出場所

横浜市財政局契約部契約第二課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地（関内中央ビル 2 階）

電話：045 (671) 2186（直通）

(2) 資格確認結果の通知

次の通知は平成 28 年 7 月 28 日までに書面にて行う。

ア 入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

イ 一般競争入札有資格者名簿登載に係る審査結果通知書

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第6項に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加資格確認に必要な提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

9 入札書類の提出

(1) 入札書類の構成書類

参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「入札書類」という。）を提出する。入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。

入札書類の構成は次のとおりとする。入札書類は、募集要項として公表する様式集に沿って作成する。

ア 入札書（様式4）

イ 価格内訳書（様式5）

ウ 業務提案書（表紙を付け、A4版両面縦左綴じとし、指定枚数を目安に作成すること。また様式に指定がある場合はそれに従うこと）

評価項目	小項目	様式、枚数	評価内容	期待する評価内容の例
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対する理解度 ・安定処理と有効利用 	3枚程度	受送泥スケジュールを含めた汚泥処理の安定化	汚泥資源化センターの特性を踏まえた、運転・維持管理における方針
			焼却灰の資源化と埋立処分や消化ガスの有効利用への理解	焼却灰の資源化等についての考え方
			履行実績に基づいた技術的総合管理能力の高さ	本事業に必要となる能力についての考え方
業務実施体制	人員配置	2枚程度 様式6の表を入れること	適正な人員配置	具体的な人員配置計画や、想定される様々の事象に対応できる体制
			有資格者の配置状況	有資格者の配置計画
			研修教育の実施体制	従業員の研修・教育の内容
	マネジメント	2枚程度	センター全体の総括管理、運営管理業務体制	PDCAを含む管理の体制や具体的実施方法
			会社全体のバックアップ体制	通常時のバックアップ体制
引継ぎ	1枚程度	引継ぎ時の協力体制	前受託者からの引継ぎ及び次受託者への引継ぎの両方を円滑に行うための考え方、体制等	
運転管理計画	運転計画	2枚程度	施設全体の運転、処理状況の把握と管理	総合的な運転計画の考え方
			市の整備計画との整合性	市の整備計画と整合した計画性
			年間を通じた安定稼働、	天候や季節による変動を踏ま

			効率運転に向けた計画	えた計画、定期点検や運営管理業務と整合した運転計画の考え方
	水質等管理	2枚程度	水質や排ガスの適正な管理 処理悪化時の対応方法	分離液処理水水質、消化、排ガスや汚泥等の測定と測定結果に応じた対応策
	薬品調達等	1枚程度	適正な調達管理、選定基準の考え方	薬品等の調達管理の考え方と具体的な体制、管理方法
維持管理 計画	定期点検	2枚程度	適正な日常点検と定期点検	日常点検、定期点検の内容、具体的な計画
			予防保全の考え方	予防保全の考え方、具体的方策や実施体制
			維持管理データの蓄積と活用(長寿命化計画や、整備計画への対応)	維持管理データの具体的な活用策
			ICTの活用	ICTの具体的な活用策
	軽微な修繕	1枚程度	市との実施協議	軽微な修繕の実施手続き、市との連携についての具体策
			迅速かつ、適切な対応が可能な管理計画	軽微な修繕の実施内容、突発的な事態への対応策
			修繕先の選定方法	修繕の実施体制、外注の考え方
リスク管理	緊急時の体制	1枚程度	事故、故障等の緊急時対応	緊急時に確実に対応するための準備や体制
			会社としてのバックアップ体制	緊急時の会社としてのバックアップ体制
	リスク項目と対応策	1枚程度	災害、故障等の具体的な対応策	災害、故障等の発生時における具体的な対応策
			緊急時のマニュアル整備、定期訓練	緊急時に備えた取り組みの具体的内容
施設管理	安全、防犯、環境等への配慮	2枚程度	安全、防犯等への取組み	安全、防犯等に対する具体的な活動や取組み内容
			環境行動(地域貢献、場内美化、緑化)の取組み	市の取り組みを踏まえた上で、受託者としての環境行動の具体的な取組内容
			省エネルギーへの対応	省エネの具体的取組内容
独自提案	優れた提案	1枚程度	応募者の創意工夫による追加的な提案 地域活性化や、本事業に対する高度な提案	その他、市のニーズを踏まえた有効な提案

(2) 留意事項

ア この入札は、設計図書に記載する業務の6年分の総額により行う。

イ 入札書類のうち、業務提案書（入札書及び価格内訳書は除く）においては、会社名が判別できる表現・用紙等を使用しない。

(3) 入札書類の受付

ア 持参による入札書類の受付

(ア) 受付日：平成 28 年 8 月 19 日

(イ) 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 2 時まで

(ウ) 受付場所

横浜市環境創造局下水道施設部下水道施設管理課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地（関内中央ビル 7 階）

電話：045（671）3965（直通）

イ 郵送による入札書類の受付

(ア) 対象

郵送による入札書類の受付は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。郵送を行う場合、上記入札書類の受付場所に事前に連絡しなければならない。

(イ) 提出期限及び郵送先

平成 28 年 8 月 18 日午後 5 時までに上記入札書類の受付場所に必着のこと。

(ウ) 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければならない。また、郵送した日に(3)ア(ウ)に掲げる部課に必ず電話連絡しなければならない（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

(4) 入札書類の提出方法

入札書（様式 4）及び価格内訳書（様式 5）は 1 部（紙）、業務提案書については 20 部（紙）、CD-R/RW を 2 セット準備すること。なお、CD-R/RW には、応募提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納すること。

CD-R/RW：Windows フォーマット

OS：Microsoft 社製の Windows 7

使用アプリケーション：Microsoft 社製の Word、Excel

(5) 開札日時

平成 28 年 8 月 19 日午後 3 時

(6) その他

ア 入札後に提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

イ 入札提出書類の内容の変更、差し替え又は再提出は認めない。

10 入札の辞退

入札参加者は、入札書を持参又は郵送するまでは、次の(1)又は(2)の方法により、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(1) 入札執行前

入札辞退届（様式7）を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、9(3)イ(イ)の期限までに9(3)ア(ウ)の部課に必着のこと。

(2) 入札執行中

入札辞退届（様式7）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 6に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 7(1)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 検討部会の委員と接触をした者が行った入札
- (5) 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

12 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

「北部汚泥資源化センター包括的管理委託評価方法及び落札者決定基準」による。

(2) 予定価格（6年分総額で）

予定価格の総額を次のとおり設定する。

予定価格6,163,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

(3) 落札者の決定

「北部汚泥資源化センター包括的管理委託評価方法及び落札者決定基準」に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「落札者」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

14 虚偽の記載及び違約金

(1) 虚偽の記載等

横浜市が発注する契約に関して契約前に提出すべき書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に故意に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適格であると認められるときには、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止等を行う。

(2) 違約金

落札者の業務提案書に記載された提案が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に次の式により算出した違約金を支払う義務を負う。

違約金 = $A \times (1 - B_2 / B_1) + \text{消費税及び地方消費税相当額}$

A：入札価格から算出される年間の本委託費

B₁：入札時の業務提案書に基づく「質に関する評価点」

B₂：業務提案書の内容が達成できなかった場合の「質に関する評価点」

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

15 支払条件等

(1) 支払方法

横浜市は、横浜市契約規則（昭和39年規則第59号）第79条の2に規定する債務負担行為により、当該委託業務に係る対価を落札者に対し支払う。

設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。

(2) 支払時期

適法な請求書受理後、原則として30日以内に支払う。

16 その他

(1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はSI単位とする。

本説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができる。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

イ 事務局

横浜市財政局契約部契約第一課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

電話：045（671）3805（直通）

ウ 契約手続に関する問合せ先

横浜市環境創造局下水道施設部下水道施設管理課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地（関内中央ビル7階）

電話：045（671）3965（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できない。